

## イ 巡回調査及び一般消費者等による監視

### 【制度の概要】

農林水産省は、食品の製造業者等による原産地の偽装表示等を背景とする消費者の食品表示への関心の高まりを受け、平成 15 年 7 月に食品表示の監視・指導部門を強化した。その一環として、農政局・事務所の表示・規格課及び地域課の担当職員が日常的に、生鮮食品を販売している店舗等に赴き、品質表示基準等に基づく適切な表示が行われているか調査（以下「巡回調査」という。）を実施している。

農林水産省は、不適正表示の端緒を発見するだけでなく、不適正表示の抑止力を発揮する観点等から、都道府県と連携しつつ、品質表示基準に基づく表示の義務を負うすべての製造業者等を対象として、巡回調査を行っている。ただし、J A S 法には、巡回調査に関する規定が設けられておらず、前述の任意調査と同様、農林水産省設置法第 4 条第 5 号に掲げる所掌事務（日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること（農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関することを除く。））として実施している。

巡回調査には、「一般調査」と「特別調査」がある。一般調査については、表示事項の欠落の有無や表示の齟齬を目視により確認する「表示実施状況調査」と、品目の名称及び原産地の表示の根拠を容器若しくは包装、仕入伝票、送り状又は納品書等により確認する「真正性確認調査」を行うこととされている。一方、特別調査については、価格差等から偽装表示が行われる素地等がある品目を選定して、DNA 分析等の科学的手法を活用して品質表示基準が遵守されているかどうかを確認することとされている（注 1）。農林水産省によると、都道府県には、国に比べて J A S 法に基づく表示の監視を担当する職員が少ないものもあり、一般調査や特別調査、さらには任意調査についても、農政局・事務所がこれらの都道府県と連携して実施している。

また、農林水産省は、毎年度、「巡回調査方針」において、農政局・事務所が、約 3 万 7,000 の小売店舗及び約 5,000 の中間流通業者に対して巡回調査を行うこととしている。

なお、一般調査、特別調査とも、広域事業者及び県域事業者を対象として実施している（注 2）。

（注 1） 「一般調査」は、年間を通じて恒常的に行われている。「特別調査」は、価格差等から偽装表示が行われる素地のあるもののほか、表示の真正性を科学的手法により確認できるもの、品質表示基準が改正された品目、表示に対する一般消費者の関心が高い品目等、その時々々の社会的関心事項等を基にタイムリーな特定の品目を選定し、かつ、調査期間を限定して、品質表示基準が遵守されているかどうか確認する。平成 18 年度及び 19 年度には、以下の特別調査を実施している。

- i) しいたけの表示に関する特別調査（平成 18 年 11 月 1 日から 19 年 1 月 31 日まで）
- ii) 平成 18 年産米穀の特別調査（平成 19 年 1 月 4 日から 2 月 28 日まで）
- iii) 平成 19 年産米穀等の特別調査（平成 19 年 10 月 10 日から 12 月 31 日まで）
- iv) アサリ、まつたけ等の表示に関する緊急特別調査（平成 18 年 8 月から 20 年 3 月まで）
- v) 牛肉及び牛肉加工品の原産地等の表示に関する緊急特別調査（平成 18 年 8 月から 20 年 3 月まで）

（注 2） 都道府県知事の改善指示に従わない県域事業者に対する措置命令については、農林水産大臣の権限とされていたが、平成 21 年 9 月 1 日の消費者庁の設置に併せて、J A S 法第 23 条第 2 項及び J A S 法施行令第 12 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、都道府県知事が行うこととなり、不適正表示に適切な措置を求める申出の受理から措置命令までを一貫して

【調査結果】

(7) 一般調査の実績

今回調査した9農政局・事務所の平成18年度から20年度までの一般調査の実施状況をみると、調査対象機関別及び広域事業者（広域店舗）・県域事業者（県域店舗）別等の件数は、表4のとおり、合計では、各年度とも小売店舗が約1万3,000店舗、中間流通業者が約2,000店舗等となっている。また、県域店舗の実施率（調査実施店舗数に占める県域店舗数の割合）は低下してきている（平成18年度50.6%、19年度49.8%、20年度47.9%）。

表4 9農政局・事務所における一般調査の実績

（単位：店舗、%）

区分	調査対象機関	北海道農政事務所	東北農政局	東京農政事務所	北陸農政局	東海農政局	大阪農政事務所	広島農政事務所	香川農政事務所	福岡農政事務所	計
平成18年度	広域店舗数	204	261	2,271	83	1,401	1,446	433	140	1,465	7,704
	小売	132	254	2,065	80	1,335	1,330	400	130	1,353	7,079
	中間	72	7	206	3	66	116	33	10	112	625
	実施率	(12.4)	(29.7)	(55.7)	(18.1)	(72.1)	(44.0)	(47.2)	(37.8)	(72.4)	(49.4)
	県域店舗数	1,439	617	1,807	375	543	1,841	485	230	558	7,895
	小売	1,278	505	1,394	322	321	1,558	399	188	477	6,442
	中間	161	112	413	53	222	283	86	42	81	1,453
	実施率	(87.6)	(70.3)	(44.3)	(81.9)	(27.9)	(56.0)	(52.8)	(62.2)	(27.6)	(50.6)
	計	1,643	878	4,078	458	1,944	3,287	918	370	2,023	15,599
	小売	1,410	759	3,459	402	1,656	2,888	799	318	1,830	13,521
	中間	233	119	619	56	288	399	119	52	193	2,078
	19年度	広域店舗数	192	275	2,307	88	1,344	1,578	455	134	1,497
小売		110	265	2,165	82	1,272	1,513	422	130	1,383	7,342
中間		82	10	142	6	72	65	33	4	114	528
実施率		(11.7)	(31.7)	(56.6)	(19.3)	(69.6)	(46.8)	(49.6)	(36.1)	(73.4)	(50.2)
県域店舗数		1,451	593	1,769	368	587	1,791	463	237	542	7,801
小売		1,299	484	1,292	318	370	1,449	377	189	463	6,241
中間		152	109	477	50	217	342	86	48	79	1,560
実施率		(88.3)	(68.3)	(43.4)	(80.7)	(30.4)	(53.2)	(50.4)	(63.9)	(26.6)	(49.8)
計		1,643	868	4,076	456	1,931	3,369	918	371	2,039	15,671
小売		1,409	749	3,457	400	1,642	2,962	799	319	1,846	13,583
中間		234	119	619	56	289	407	119	52	193	2,088
20年度		広域店舗数	266	265	2,471	97	1,345	1,534	466	158	1,335
	小売	182	249	2,359	89	1,246	1,461	423	146	1,225	7,380
	中間	84	16	112	8	99	73	43	12	110	557
	実施率	(16.4)	(30.2)	(61.8)	(21.3)	(70.2)	(47.8)	(51.1)	(42.0)	(71.9)	(52.1)
	県域店舗数	1,358	613	1,527	358	570	1,672	446	218	523	7,285
	小売	1,238	504	1,096	311	393	1,386	376	177	444	5,925
	中間	120	109	431	47	177	286	70	41	79	1,360
	実施率	(83.6)	(69.8)	(38.2)	(78.7)	(29.8)	(52.2)	(48.9)	(58.0)	(28.1)	(47.9)
	計	1,624	878	3,998	455	1,915	3,206	912	376	1,858	15,222
	小売	1,420	753	3,455	400	1,639	2,847	799	323	1,669	13,305
	中間	204	125	543	55	276	359	113	53	189	1,917

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「小売」は、小売店舗を、「中間」は、中間流通業者を示す。  
 3 「実施率」は、各年度の一般調査を実施した店舗数に対する広域店舗数又は県域店舗数の割合を示す。

#### (イ) 一般調査の実施状況

9農政局・事務所における平成18年度、19年度及び20年度（7月まで）の一般調査の実施状況を調査したところ、次の状況がみられた。

##### (表示の欠落)

- ① 表示の欠落を発見した場合の処理について、一般調査の小売店舗用のマニュアル（以下「一般調査マニュアル」という。）では、県域事業者を調査し、加工食品の表示の欠落を発見した場合には、農政局・事務所は、当該県域事業者を管轄する都道府県のJAS法担当部局に対し速やかに当該情報を提供することとされている。

しかし、平成19年度の一般調査で発見された加工食品の表示の欠落について、その発見から情報の提供までに5日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）を超えている（5農政局・事務所において表示の欠落が発見された店舗から抽出調査した26店舗のうち、22店舗（4農政局・事務所）など処理が速やかに行われていないものや、表示の欠落があった品目名が「生鮮食品の表示調査票（小売）」に記録されていないなど事務処理が適正に行われていないものがみられた。

表1-(1)-イ  
-(イ)-①

##### (表示の欠落以外の不適正表示)

- ② 食品の不適正表示には、表示の欠落のほかに、誤表示や表示の根拠が不明なものなどがあり、これらについては、偽装表示につながるおそれがあると考えられる。

一般調査マニュアルでは、広域事業者において表示の欠落以外の不適正表示を発見した場合には、改善措置方針等の指示を受けるため、地方農政事務所は管轄の地方農政局へ、当該地方農政局は当該事業者が全国事業者の場合には、農林水産省本省へ速やかに報告することとされている。一方、県域事業者において表示の欠落以外の不適正表示を発見した場合には、当該事業者の所在地を管轄する都道府県へ、速やかにその情報を提供することとされている。

表1-(1)-イ  
-(イ)-②

しかし、9農政局・事務所が平成18年度及び19年度に表示の欠落以外の不適正表示を一般調査で発見した広域事業者76件について、その処理状況を調査したところ、表示の欠落以外の不適正表示の発見後、地方農政局又は農林水産省本省への報告が速やかに行われていないものが10件（13.2%）みられた。

表1-(1)-イ  
-(イ)-③

同様に、9農政局・事務所が平成18年度及び19年度に表示の欠落以外の不適正表示を一般調査で発見した県域事業者153件について、その処理状況を調査したところ、当該不適正表示の発見から都道府県への情報提供までの期間が5日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）を超えているものが93件（60.8%）みられた。

表1-(1)-イ  
-(イ)-④

##### (真正性確認調査)

- ③ 9農政局・事務所は、平成20年4月から同年7月までの4か月間に、3,460の小売店舗において1万9,771品目、228の中間流通業者において6,206品目の

表1-(1)-イ  
-(イ)-⑤

<p>真正性確認調査を実施している。一般調査マニュアルでは、小売店舗において真正性確認調査を実施するに当たり、</p> <p>i) 都道府県別品目として、毎月、農産物（米穀を除く。）、畜産物及び水産物について、それぞれ1品目を選定する、</p> <p>ii) ブロック別品目として、毎月、農産物（米穀を除く。）、畜産物及び水産物から1品目を選定する、</p> <p>iii) 調査対象店舗において、都道府県別品目及びブロック別品目が販売されていない場合には、一般調査業務担当者の判断により品目を選定し、必ず当該店舗で真正性確認調査を実施するとされている。</p> <p>しかし、9農政局・事務所における真正性確認調査の実施状況をみたところ、都道府県別品目及びブロック別品目に代わる品目を選定せず当該調査を行っていないもの（東北農政局で190店舗のうち1店舗、北陸農政局で104店舗のうち1店舗、広島農政事務所で240店舗のうち16店舗）がみられた。</p> <p>また、真正性確認調査により、不適正表示を確認した場合、又は表示の根拠に疑義が生じ、かつ、その不適正表示の原因が調査対象店舗以外の仕入先等に起因する場合若しくは帳票類が確認できなかった場合には、該当する品目の仕入先等に対し、速やかに調査を実施することとされている。</p> <p>しかし、平成17年度の真正性確認調査において、当該仕入先等の調査の実施が遅れたため、該当品目の在庫がなく表示の根拠を確認できなかったもの（北海道農政事務所で26店舗のうち23店舗）があった。</p>	<p>表1-(1)-イ -(イ)-⑥</p> <p>表1-(1)-イ -(イ)-⑦</p>
<p><b>(調査の重複)</b></p> <p>④ 農林水産省本省が各農政局・事務所に対し示している各年度の一般調査の方針では、i) 調査計画の策定に当たっては、効率的な調査となるよう努めること、ii) 都道府県の調査の対象店舗（事業者）と重複（特に短期間での重複）が生じないように、より一層の密接な都道府県との連絡調整を行うこととされている。</p> <p>しかし、9農政局・事務所と都道府県のJAS法担当部局が共に調査を実施している7道府県について、重複して実施していないか調査したところ、3府県において、同一年度に農政局・事務所と府県とが二重に調査を実施している店舗がみられた（平成18年度で1万643店舗のうち44店舗、19年度で1万727店舗のうち62店舗でそれぞれ重複）。</p>	<p>表1-(1)-イ -(イ)-⑧</p>
<p><b>(県域事業者に対する指導)</b></p> <p>⑤ 県域事業者に対するJAS法第19条の13第1項若しくは第2項の規定に基づく表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示（同法第19条の14第1項）は、同法第23条第2項及びJAS法施行令第12条第1項第1号の規定に基づき、都道府県知事が行うこととされている。このため、農林水産省本省が作成した「食品表示の小売店舗等調査に係る都道府県との調整マニュアル」では、「JAS法に基づく県域事業者に対する指示、公表の権限は、県知事に属するこ</p>	<p>表1-(1)-イ -(イ)-⑨</p>

とから、情報提供後の取扱いについては、当該県の判断にゆだねる」とされている。

しかし、9農政局・事務所において、県域事業者で不適正表示を発見した場合の対応について、都道府県との協議の結果、当該都道府県から要請を受けたとして、県域事業者と確認書を取り交わして指導しているもの（北海道農政事務所）、所長名義、所長と都道府県の担当課長の連名、又は担当者名義の啓発文書を県域事業者に発出し、又は手交しているもの（9農政局・事務所）、表示違反がみられた事業者に対し、その後の改善状況の確認調査を実施しているもの（7農政局・事務所）がみられた。

表 1-(1)-イ  
-(イ)-⑩

- ⑥ JAS法に基づく品質表示基準の違反に係る県域事業者に対する措置命令及び改善指示は、都道府県の事務とされており、国と都道府県の役割分担及び責任の所在を明確にする必要がある。

当省が平成15年1月に行った「食品表示に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」に対して農林水産省が採った改善措置の報告（平成17年1月20日）では、「平成16年度食品表示店頭調査に係る都道府県との調整マニュアル」（平成16年2月）及び「平成16年度生鮮食品の表示調査マニュアル」（平成16年3月）を定め、調査対象事業者の選定に当たっては、i）原則として、広域業者については国、都道府県内業者については該当都道府県が調査を実施すること、ii）調査対象とする事業者の選定に当たっては国が調査対象とする店舗リストを作成の上、都道府県との重複等を排除するための調整を行うこととしている。」とされている。

また、9農政局・事務所は、上記(ア)の「一般調査の実績」のとおり、平成18年度から20年度までの各年度とも、小売店舗約1万3,000店舗及び中間流通業者約2,000店舗について一般調査を実施している。その約半数は、県域事業者（県域店舗）に対するものとなっており、「食品表示の小売店舗等調査に係る都道府県との調整マニュアル」に基づき、調査店舗名簿（広域・県域事業者を含む。）を前年度の3月ごろ、都道府県に提示し、調査店舗の調整を図っている。

しかし、上記⑤のとおり、県域事業者で不適正表示を発見した場合には、9農政局・事務所のすべてが当該県域事業者に対して指導を行っており、5農政局・事務所は、指導に関する事前調整等（農政局・事務所が県域事業者に対して指導を行う不適正表示の種類、指導の方法、都道府県への連絡方法等）について文書で明確にしていない。これらについては、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、事前に所轄の都道府県と文書により調整する必要があると考えられる。

#### （調査対象店舗の正確な把握、適切な配分）

- ⑦ 農林水産省本省は、一般調査の対象店舗数について、「基礎資料となる統計資料として、平成16年商業統計を用い、おおむね全業者の1割程度を目途に調査計画を策定している」としており、毎年度、農政局・事務所ごとに、生鮮食品の小売店舗約3万7,000、生鮮食品の中間流通業者約5,000を配分している。

農林水産省本省から調査対象店舗数を指示された農政局・事務所は、食品事業者等の名称・住所等をあらかじめ把握している調査対象店舗名簿（以下「マスター名簿」という。）の中から当該年度の配分に見合う事業者を選定し、それらに対し一般調査を行っている。

今回、9農政局・事務所の表示・規格課、地域課等の18課（以下「調査対象18課」という。）における調査対象店舗数の配分と調査実績、マスター名簿の整備状況等について調査した結果、次の状況がみられた。

i) 一般調査の対象店舗はマスター名簿から選定されており、一般調査を適正に実施するためには、当該名簿を適時適切に整備することが重要である。

しかし、マスター名簿のメンテナンスの状況を調査した結果、次の状況がみられた。

- ・ 9農政局・事務所は、新聞広告、チラシ、インターネット、一般調査の途上等において、新規開店した又は廃業した調査対象店舗の情報を入手した場合、逐次、マスター名簿のメンテナンスを行うとしている。

しかし、当省が、把握漏れとなっている調査対象店舗がないかインターネット等で調べた情報を基に、9農政局・事務所のマスター名簿のメンテナンスの状況を検証したところ、1事務所において8広域事業者の把握漏れ、7農政局・事務所において38県域事業者の把握漏れがみられた。

- ・ マスター名簿に記載された店舗が何を取り扱っているか不明であるなど、記載の不備なもの（2農政局・事務所）がみられた。

また、マスター名簿に基づく対象店舗の選定状況を調査した結果、次の状況がみられた。

- ・ 一般調査マニュアルの選定基準どおりに選定されていないなど、不適正な選定を行っているもの（2農政局・事務所）がみられた。
- ・ コンビニエンスストア及びドラッグストア（以下「コンビニ等」という。）については、近年、米、卵等を中心として生鮮食品を取扱うものが増加していることから、生鮮食品の取り扱いの多いコンビニ等を調査対象店舗としている。

しかし、9農政局・事務所における平成18年度から20年度までの一般調査におけるコンビニ等の選定状況をみたところ、表5のとおり、コンビニ等の取扱いが区々となっている状況がみられた。

表5 コンビニ等の調査対象店舗としての取扱いが区々となっている例

表1-(1)-イ  
-(イ)-⑪

表1-(1)-イ  
-(イ)-⑫

表1-(1)-イ  
-(イ)-⑬

区 分	内 容
i) 平成20年度からコンビニ等を一般調査の選定対象店舗としているが、同じ農政局・事務所であるにもかかわらず地域課によってコンビニ等の選定が区々	(北海道農政事務所) ・ 選定している地域課：第二課、第三課、第四課、第五課、第七課及び第九課 ・ 選定していない地域課：第一課、第六課、第八課、第十課及び第十一課
	(北陸農政局) ・ 選定している地域課：第一課 ・ 選定していない地域課：第二課及び第三課
ii) 農政局・事務所によって、コンビニ等の選定方針が区々	・ これまで調査を実施していないコンビニ等（県域店舗）を優先して選定しているもの（東北農政局） ・ 生鮮食品の取り扱いの多いコンビニ等を選定しているもの（東京農政事務所）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同じような商品を置いているとして、同一系列店の一部のみを選定しているもの（東海農政局）</li> </ul>
iii) 農政局・事務所によって、広域店舗と県域店舗の分類方法が区々	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直営のコンビニ等を広域店舗とし、フランチャイズを県域店舗と整理しているもの（東北農政局、東京農政事務所）</li> <li>・ 一律に県域店舗として整理しているもの（北陸農政局）</li> </ul>
iv) 調査対象店舗として把握しているコンビニ等について、その大半が広域・県域の判別が行われておらず、ほとんど選定されていないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表示・規格課が把握済みのコンビニ等 593 店舗のうち、広域・県域の判別が行われていないものは 586 店舗（98.8%）で、平成 20 年度の調査計画は 2 店舗のみ。また、地域第二課が把握済みの 142 店舗のうち、広域・県域の判別が行われていないものは 90 店舗（63.4%）で、平成 20 年度の調査計画は 14 店舗のみ（広島農政事務所）</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

ii) 農林水産省の平成 20 年度政策の実績評価書によると、一般調査における名称の不適正表示率（名称の不適正表示のあった小売店舗の割合）について、「この調査は、全国に存在している店舗を調査対象とするものであり、単年度で全国全ての店舗を調査するのではなく、約 10 年で全ての店舗を網羅することとしている。」と記されている。

しかし、調査対象 18 課について、当該課のマスター名簿の店舗数を平成 20 年度の調査実施店舗数で除した数を算出し、これを総店舗数を網羅するのに要する年数（以下「巡回年数」という。）とみなし、これを比較してみると、表 6 のとおりとなっており、ばらつきがみられる。これは、マスター名簿が十分整備されておらず把握漏れとなっている調査対象店舗が存在することに加え、農林水産省本省の配分数が農政局・事務所ごとの実際の店舗数及び実施体制を考慮せず、毎年度同数を配分していることが原因であると考えられる。

表 1-(1)-イ  
-(イ)-⑭

表 6 調査対象 18 課の巡回年数別内訳

巡回年数	課 数	該当農政局・事務所の課名
3 年未満	3 課	大阪農政事務所地域第一課 香川農政事務所表示・規格課及び地域第一課
6 年未満	6 課	東京農政事務所表示・規格課及び地域課 北陸農政局地域第一課及び第三課 大阪農政事務所表示・規格課 広島農政事務所地域第二課
10 年未満	7 課	北海道農政事務所地域第二課 東北農政局地域第二課 東海農政局地域第一課及び第三課 広島農政事務所表示・規格課 福岡農政事務所表示・規格課及び地域第一課
10 年以上	2 課	北海道農政事務所地域第一課 東北農政局地域第一課
計	18 課	

(注) 当省の調査結果による。

また、これらのうち、広域事業者の巡回年数をみると、14 課の巡回年数が 2 年以内となっており、上記の政策の実績評価書に記載されている「約 10 年で全ての店舗を網羅する」という考え方と実態との間にかい離がみられる。

これは、一般調査マニュアルにおいて、毎年「広域事業者の店舗にあつては、過去における本調査の実施状況にかかわらず、すべて対象とする」とされていることに原因がある。

なお、調査対象 18 課がマスター名簿で把握している調査対象店舗数全体に占める広域店舗数の割合は 15.2%にすぎない。

#### (ウ) 不適正表示率の分析

農林水産省の平成 20 年度政策の実績評価書では、一般調査の結果による不適正表示率について、「平成 16 年度から平成 20 年度（中間値）までの不適正表示は、（中略）低下傾向にあり、平成 20 年度の中間値でも不適正表示率が改善している。また、本調査は、平成 25 年度までの約 10 年ですべての店舗を網羅することとしており、単純に前年度と比較して評価することは不適切であるが、平成 17 年度以降は、調査対象となった店舗等の不適正表示率が 15%未満と平成 20 年度の目標 20.0%を下回っていることから、これまでの取組が一定の成果を上げていると考えられる。」とされ、平成 16 年度以降の不適正表示率を、16 年度 20.0%、17 年度 14.8%、18 年度 10.9%、19 年度 10.5%、20 年度 9.7%（中間値）としている。

農林水産省は、一般調査の表示実施状況調査において、当該調査を実施した生鮮食品のうち、表示の欠落がなく適正に表示されていたものの割合（以下「適正表示率」という。）を、A 区分（適正表示率 100%）、B 区分（同 80%から 99%まで）、C 区分（同 40%から 79%まで）、D 区分（同 40%未満）及び E 区分（同 0%）の 5 段階に分類し、広域事業者に対してはこれらの分類に応じた指導を行うこととしている。また、県域事業者に対しては、当該事業者を管轄する都道府県の JAS 法担当部局に対しその情報を提供することとしている。

そこで、9 農政局・事務所が平成 18 年度及び 19 年度に実施した一般調査（米穀を除く。）の適正表示率を調査したところ、表 7 のとおり、全体では 2 か年とも 80%を超えている。

また、B 区分（適正表示率 80%から 99%まで）については、その比率に 19%の幅がある。B 区分に該当する広域事業者について、平成 18 年度は 228 店舗から 69 店舗を、19 年度は 386 店舗から 88 店舗をそれぞれ抽出し、その平均適正表示率をみると、18 年度 95.4%、19 年度 95.3%と、いずれも高い率となっている。

表 7 9 農政局・事務所における一般調査（米穀を除く。）による表示の欠落状況  
（単位：店、%）

年度等		区分	欠落なし		欠落あり					計	欠落発見率
			A 区分	B 区分	C 区分	D 区分	E 区分				
			表示率 100%	表示率 80~99%	表示率 40~79%	表示率 40%未満	表示率 0%				
平成 18 年度	広域	店舗数	6,421	228	5	0	0	6,654	(3.5)		
		割合	(96.5)	(3.4)	(0.1)	(0.0)	(0.0)				
	県域	店舗数	4,471	1,258	464	63	28	6,284	(28.9)		
		割合	(71.1)	(20.0)	(7.4)	(1.0)	(0.4)				
	計	店舗数	10,892	1,486	469	63	28	12,938	(15.8)		
		割合	(84.2)	(11.5)	(3.6)	(0.5)	(0.2)				
19 年度	広域	店舗数	6,587	386	5	1	0	6,979	(5.6)		
		割合	(94.4)	(5.5)	(0.1)	(0.0)	(0.0)				
	県域	店舗数	4,258	1,494	311	75	25	6,163	(30.9)		
		割合	(69.1)	(24.2)	(5.0)	(1.2)	(0.4)				
	計	店舗数	10,845	1,880	316	76	25	13,142	(17.5)		
		割合	(82.5)	(14.3)	(2.4)	(0.6)	(0.2)				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「欠落発見率」は、各年度の一般調査の実施店舗数に占める表示の欠落が発見された店舗数の割合を示す。

一方、欠落発見率（各年度の一般調査の実施店舗数に占める表示の欠落が発見された店舗数の割合）をみると、表7のとおり全体では、平成18年度15.8%、19年度17.5%となっており、2か年とも農林水産省の20年度の目標20.0%（注）を達成している。これを広域事業者・県域事業者別にみると、広域事業者については、平成18年度3.5%、19年度5.6%と既に25年度の目標15%を大幅に下回っているものの、県域事業者については、18年度28.9%、19年度30.9%と、同省の20年度の目標20.0%を達成していない。

（注） 農林水産省の目標は、名称の不適正表示のあった小売店舗の割合であるが、当省の欠落発見率は、名称、原産地及び栽培方法（平成19年度のみ）の欠落のあった店舗の割合である。

このように、農林水産省の政策の実績評価や各年度の一般調査の結果をみると、広域事業者及び県域事業者別の不適正表示率やB区分の詳細について分析を行っていないなど、一般調査の実施による食品表示の遵守に係る効果について十分な検証が行われていない。

## （イ）一般消費者（食品表示ウォッチャー）等による食品表示の監視

### a 食品表示ウォッチャー

農林水産省の「平成19年度食料・農業・農村の動向」によると、「食品表示に対しては、行政による監視・指導と、消費者による監視が行われている。（中略）消費者による監視は、食品表示ウォッチャー、食品表示110番として行われている。」とされており、食品表示ウォッチャーによる日常的なモニタリングは、食品表示に対する監視の大きな柱の一つに位置付けられている。このことから、食品表示ウォッチャー活動の一層の充実・強化を図ることが、食品表示の適正化に資するものと考えられる。

食品表示ウォッチャーは、行政から委嘱を受けた一般消費者が、日常の買い物を通じて、表示の欠落や齟齬など不適正な食品表示を確認した場合に、関係機関に情報を提供する仕組みであり、平成19年度は約5,000人（注）が委嘱されている。

（注） 農林水産省は、平成14年度から「食品表示ウォッチャー」を設置しており、これを「中央ウォッチャー」と呼んでいる（平成19年度は約1,000人）。一方、都道府県等の中においても独自に食品表示ウォッチャーを設置しているものがあり、「地方ウォッチャー」と呼ばれている（平成19年度は約4,000人）。

食品表示ウォッチャーには、JAS法に基づく立入検査権限を付与されていない。そのため、モニタリングの際に、店内の写真撮影、伝票や納品書の閲覧を店舗に求めることは禁止されている。

なお、農林水産省は、中央ウォッチャーの委嘱等に係る業務の運営を、平成19年度から外部委託している。

今回、中央ウォッチャーの運営・活動状況について調査した結果、次の状況がみられた。

表1-(1)-イ  
-(イ)-①

① 中央ウォッチャーが日常のモニタリング活動を通じて、不適正な表示を見つけたときは、農政局・事務所又はセンター（注）へ速やかにその情報を提供することとされており、平成19年9月から20年2月までの間に432件提供されている。

農政局・事務所及びセンターは、必要に応じて、該当する販売業者等を調査し、広域事業者において不適正表示を確認した場合は、改善指導を行うこととされている。

（注） 中央ウォッチャーから情報の提供を受けたセンターは、広域事業者（全国事業者）に係る案件は農林水産省本省へ、広域事業者（ブロック事業者）及び広域事業者に係る案件は、当該事業者の所在地を管轄する地方農政局及び地域センター（本部横浜事務所を含む。）に当該情報を回付している。

また、中央ウォッチャーが広域事業者に係る不適正表示を見付け、地方農政局等がその情報の提供を受けた場合は、当該事業者を管轄する都道府県のJAS法担当部局にその情報を連絡することとされている。このことから、中央ウォッチャーの活動は年間を通じ恒常的に行われることが重要であると考えられる。

しかし、外部委託を開始した平成19年度以降の中央ウォッチャーの委嘱期間をみると、予算の成立後に委託先を決定し中央ウォッチャーの食品表示に関する研修を実施することから、19年度及び20年度のいずれも7か月弱となっており、中央ウォッチャーの年間を通じた恒常的な監視活動が行われていない。一方、今回調査した9都道府県（北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県）のうち、7都府県（宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、香川県及び福岡県）において、地方ウォッチャーを設置している。これらのうち、東京都では、年間を通じて地方ウォッチャーの委嘱を行っている。

表1-(1)-イ  
-(エ)-②

表1-(1)-イ  
-(エ)-③

② 中央ウォッチャーは、居住地の近隣の食品販売店において食品の表示状況を日常的にモニタリングし、その結果を毎月運営主体（農林水産省が中央ウォッチャーの委嘱等に係る業務を委託した事業者）に定期的に報告することとされている。

中央ウォッチャーから平成19年度の定期報告を受けている運営主体（社団法人日本農林規格協会）は、「中央ウォッチャーがモニタリングの結果、不適正な表示を確認した場合には、その都度、関係機関に情報提供するようお願いしている。」と説明している。

今回、平成19年9月から20年2月までの間における中央ウォッチャーからの定期報告を調査したところ、2,099店舗について表示の欠落があったと運営主体に報告されている。

しかし、これらの情報と、同一期間内に中央ウォッチャーが農政局・事務所又はセンターに提供した上記①の情報432件とを比べると、1,667件の差がある。中央ウォッチャーが日常のモニタリング活動で発見した不適正表示の情報については、集計データとして取り扱われるにとどまっており、関係機

表1-(1)-イ  
-(エ)-④

関に速やかに提供されていない状況がうかがわれる。

## **b 表示実施状況調査のアウトソーシング**

一般調査のうちの小売店舗に対する表示実施状況調査は、店頭での目視による調査であるため、食品表示ウォッチャー及びアウトソーシングによる実施が可能と考えられる。

ちなみに、今回調査した石川県は、毎年、県内の約 300 店舗（県域事業者）を抽出して巡回調査を実施している。これらのうち小売店舗（約 200 店舗）の調査は、県内の消費者団体に委託しており、一般消費者に対し店頭での販売を行っていない中間流通業者（約 100 店舗）については、石川県が直接調査を実施している。

## **(オ) センターによる食品表示の監視**

センターは、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は品質表示基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図ること等を目的としている。

また、センターは、その中期目標（期間：平成 18 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 31 日までの 5 年間）において、「食品表示の監視業務については、DNA 解析技術、微量成分の検査分析技術等の科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査を毎事業年度 6,000 件以上」行うこととしている。

今回、センターが平成 18 年度及び 19 年度に実施した科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査の実績をみると、18 年度は 6,067 品目を検査し 533 品目（8.8%）で、また、19 年度は 6,055 品目を検査し 523 品目（8.6%）で、それぞれ表示の不適正及びその疑いを発見している（2 か年の合計は 1,056 件）。

センターは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成 11 年法律第 183 号）第 10 条第 1 項第 3 号の規定に基づき検査を実施し、表示の不適正及びその疑いを発見した場合、同項第 5 号の規定に基づき、指導を行うこととされており、平成 18 年度及び 19 年度に表示の不適正及びその疑いが認められた上記 1,056 件のうち 730 件について文書による指導を行っている。

また、農林水産省による行政指導が必要と思われる重大な不適正表示の事案については、同省に報告することとされている。

なお、埼玉県では、食品の不正表示や偽装表示が相次ぎ、食品の安全性や表示に対する消費者の関心が高まってきたことから、悪質な産地偽装、品質表示基準の違反などを防止するため、平成 21 年度から DNA 鑑定を活用して食品表示と内容物が一致しているかを調査し、食品表示に疑いが発生した場合には、関係事業者に立ち入り、その結果を品目ごとに公表する食品表示不正防止対策を実施している。センターにおいても、上記のとおり、DNA 解析技術等の食品表示の真正性の検査を実施しているところであり、農林水産省において、今後、当該検査を活用した監視活動を強化することが、偽装表示の抑止力の向上の観点から重要であると考えられる。

表 1-(1)-イ  
-(オ)-①

表 1-(1)-イ  
-(オ)-②

## 【所見】

したがって、農林水産省は、監視業務の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 一般調査で発見した不適正表示の処理の遅れや不適切な事務処理について、点検する仕組みを設けること。
- ② 巡回調査は、原則として、県域事業者に関しては都道府県が、広域事業者に関しては国が実施するという役割分担を踏まえ、国が県域事業者に対して巡回調査等を行う場合は、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、事前に所轄の都道府県と文書により調整するとともに、国は都道府県を補完する観点から実施すること。その際、国と都道府県で調査が重複しないように行うこと。
- ③ 一般調査を適切に実施する手段として、調査対象店舗名簿を適時適切に整備すること。

また、農政局・事務所に対する調査対象店舗数の配分は、実際の店舗数及び実施体制も考慮すること。

- ④ 小売店舗の表示実施状況調査については、最近の適正表示率の向上を踏まえ、食品表示ウォッチャーの活用を推進し、アウトソーシングの活用を検討するとともに、農政局・事務所は、中間流通業者を中心に調査を実施すること。

その際、現在の食品表示ウォッチャーが年間を通じた監視活動が行えるよう、運営方法を見直すこと。また、食品表示ウォッチャーによる関係機関への情報提供の徹底を図ること。

- ⑤ 偽装表示の抑止力を高めるため、真正性確認調査及びDNA検査等の科学的手法を用いた検査を活用した監視活動の強化を図ること。

表 1-(1)-イ-(4)-① 一般調査で表示の欠落を発見した場合の処理が速やかに行われていないなどの例

内 容		調査対象機関名 及び該当店舗数												
<p>平成 18 年度の一般調査マニュアルでは、初回調査の表示率が B 区分 (80 から 99%) の広域店舗については、原則として 1 か月以内に改善の確認調査を実施することとされているが、18 年度に初回調査の表示率が B 区分であった 48 店舗の中から 16 店舗を抽出し、初回調査から確認調査までの所要日数をみたところ、45 日間を要したもののあり。</p>		東京農政事務所 1 店舗												
<p>平成 19 年度の一般調査マニュアルでは、県域店舗を調査し、加工食品の表示の欠落を発見した場合、農政局・事務所は当該都道府県の J A S 法担当部局に対し速やかに当該情報を提供することとされている。</p> <p>しかし、5 農政局・事務所において、平成 19 年度の一般調査で発見した加工食品の表示の欠落のあった県域店舗 26 店舗を抽出し、当該情報の提供状況をみたところ、発見から情報の提供までが 5 日間を超えており、速やかに情報の提供が行われていないものあり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>10 日間未満</th> <th>10 日間以上 20 日間未満</th> <th>20 日間以上 30 日間未満</th> <th>30 日間以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 日間 1 店舗 9 日間 1 店舗</td> <td>12 日間 1 店舗 14 日間 3 店舗 16 日間 1 店舗 17 日間 1 店舗 18 日間 1 店舗 19 日間 1 店舗</td> <td>21 日間 1 店舗 23 日間 2 店舗 24 日間 3 店舗 25 日間 3 店舗 27 日間 2 店舗</td> <td>30 日間 1 店舗</td> </tr> <tr> <td>2 店舗</td> <td>8 店舗</td> <td>11 店舗</td> <td>1 店舗</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く日数である。</p>		10 日間未満	10 日間以上 20 日間未満	20 日間以上 30 日間未満	30 日間以上	8 日間 1 店舗 9 日間 1 店舗	12 日間 1 店舗 14 日間 3 店舗 16 日間 1 店舗 17 日間 1 店舗 18 日間 1 店舗 19 日間 1 店舗	21 日間 1 店舗 23 日間 2 店舗 24 日間 3 店舗 25 日間 3 店舗 27 日間 2 店舗	30 日間 1 店舗	2 店舗	8 店舗	11 店舗	1 店舗	東京農政事務所 8 店舗 北 陸 農 政 局 1 店舗 大阪農政事務所 9 店舗 広島農政事務所 4 店舗 計 22 店舗
10 日間未満	10 日間以上 20 日間未満	20 日間以上 30 日間未満	30 日間以上											
8 日間 1 店舗 9 日間 1 店舗	12 日間 1 店舗 14 日間 3 店舗 16 日間 1 店舗 17 日間 1 店舗 18 日間 1 店舗 19 日間 1 店舗	21 日間 1 店舗 23 日間 2 店舗 24 日間 3 店舗 25 日間 3 店舗 27 日間 2 店舗	30 日間 1 店舗											
2 店舗	8 店舗	11 店舗	1 店舗											
<p>9 農政局・事務所において、平成 18 年度及び 19 年度の一般調査で発見した、表示の欠落のあった広域店舗を 13,633 店舗から 107 店舗抽出し、「生鮮食品の表示調査票 (小売)」の記録状況をみたところ、表示の欠落があった品目名の記録が漏れているもの及び適正に記録されていないものあり。</p>		東京農政事務所 10 店舗 北 陸 農 政 局 1 店舗 東 海 農 政 局 2 店舗 大阪農政事務所 6 店舗 香川農政事務所 1 店舗 計 20 店舗												
<p>平成 18 年度及び 19 年度の一般調査マニュアルでは、広域店舗の生鮮食品の表示率区分に応じて、表示の欠落があった品目名を記載した啓発文書又は指導文書を交付することとされている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>表示率区分</th> <th>文 書 の 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B 区分 (80%~99%) の店舗</td> <td>食品表示業務担当者名の啓発文書</td> </tr> <tr> <td>C 区分 (40%~79%) の店舗</td> <td>地方農政事務所長 (地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局消費安全部長) 名の啓発文書</td> </tr> <tr> <td>D 区分 (40%未満) 及び E 区分 (0%) の店舗</td> <td>地方農政事務所長 (地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局消費安全部長) 名の指導文書</td> </tr> </tbody> </table> <p>しかし、9 農政局・事務所において、平成 18 年度及び 19 年度の一般調査で発見した表示の欠落のあった広域店舗 (小売) 13,633 店舗から 103 店舗抽出し、交付された文書の記載内容をみたところ、表示の欠落があった品目名が記載漏れのものあり。</p>		表示率区分	文 書 の 種 類	B 区分 (80%~99%) の店舗	食品表示業務担当者名の啓発文書	C 区分 (40%~79%) の店舗	地方農政事務所長 (地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局消費安全部長) 名の啓発文書	D 区分 (40%未満) 及び E 区分 (0%) の店舗	地方農政事務所長 (地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局消費安全部長) 名の指導文書	東 北 農 政 局 1 店舗 東京農政事務所 3 店舗 東 海 農 政 局 1 店舗 大阪農政事務所 2 店舗 計 7 店舗				
表示率区分	文 書 の 種 類													
B 区分 (80%~99%) の店舗	食品表示業務担当者名の啓発文書													
C 区分 (40%~79%) の店舗	地方農政事務所長 (地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局消費安全部長) 名の啓発文書													
D 区分 (40%未満) 及び E 区分 (0%) の店舗	地方農政事務所長 (地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局消費安全部長) 名の指導文書													

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-イ-(4)-② 一般調査による表示の欠落以外の不適正表示

(単位：店舗、%)

区分	対象店舗	平成 18 年度			19 年度		
		調査店舗数 ①	不適正表示判 明件数 ②	不適正表示率 (②/①×100)	調査店舗数 ①	不適正表示判 明件数 ②	不適正表示率 (②/①)×100
生鮮食品 (米穀除く)	広域店舗	6,654	29	0.4	6,979	38	0.5
	県域店舗	6,284	107	1.7	6,163	98	1.6
	計	12,938	136	1.1	13,142	136	1.0
生鮮食品 (米穀)	広域店舗	5,240	4	0.1	5,308	5	0.1
	県域店舗	2,650	24	0.9	2,594	43	1.7
	計	7,890	28	0.4	7,902	48	0.6
生鮮食品 (中間)	広域店舗	629	1	0.2	546	2	0.4
	県域店舗	1,462	4	0.3	1,575	8	0.5
	計	2,091	5	0.2	2,121	10	0.5
計 (延べ調査 店舗数)	広域店舗	12,523	34	0.3	12,833	45	0.4
	県域店舗	10,396	135	1.3	10,332	149	1.4
	計	22,919	169	0.7	23,165	194	0.8
加工食品	広域店舗	-	-	-	4,682	157	3.4
	県域店舗	-	-	-	2,703	151	5.6
	計	-	-	-	7,385	308	4.2
合計 (延べ調査 店舗数)	広域店舗	12,523	34	0.3	17,515	202	1.2
	県域店舗	10,396	135	1.3	13,035	300	2.3
	計	22,919	169	0.7	30,550	502	1.6

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-イ-(4)-③ 不適正表示（表示の欠落以外）の発見から地方農政局又は農林水産省本省へ報告するまでの期間（広域店舗）

(単位：件、日間)

区分 調査対象機関	調査対 象件数 ①	発見から報告までの期間						6 日間以上要 しているもの (②+③=⑥)	割合 ⑥/① ×100
		期間別分布				平均	最長		
		当日	2 日間以上 6 日間未満	6 日間～30 日間 ②	30 日間以 上 ③				
北海道農政事務所	2	0	1	1	0	6.0	9	1	50.0
東北農政局	1	0	0	1	0	9.0	9	1	100.0
東京農政事務所	0	0	0	0	0	-	-	0	0.0
北陸農政局	0	0	0	0	0	-	-	0	0.0
東海農政局	20	1	13	6	0	5.3	16	6	30.0
大阪農政事務所	26	6	19	1	0	2.6	9	1	3.8
広島農政事務所	0	0	0	0	0	-	-	0	0.0
香川農政事務所	24	13	11	0	0	1.8	5	0	0.0
福岡農政事務所	3	0	2	1	0	5.0	10	1	33.3
計	76	20	46	10	0	3.3		10	13.2

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 18 年度及び 19 年度の件数である。

3 「発見から報告までの期間」は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

表 1-(1)-イ-(イ)-④ 不適正表示（表示の欠落以外）の発見から情報提供までの期間（県域店舗）

（単位：件、日間、％）

調査対象機関	調査対象件数 ①	発見から情報提供までの期間								6日間以上 要している もの（5日 間を超えて いるもの） （②+③+ ④+⑤=⑥）	
		期間別の件数						平均	最長	割合 ⑥/① ×100	
		当日	2日間以上 6日間 未満	6日間～ 30日間 ②	30日間 ～60日 間 ③	60日間 ～120日 間 ④	120日間 以上 ⑤				
北海道農政事務所	38	0	8	23	6	1	0	19.3	68	30	78.9
東北農政局	9	2	1	5	1	0	0	11.7	39	6	66.7
東京農政事務所	23	6	0	6	7	4	0	31.0	65	17	73.9
北陸農政局	5	0	3	2	0	0	0	5.8	10	2	40.0
東海農政局	17	0	2	14	1	0	0	19.3	33	15	88.2
大阪農政事務所	33	2	22	7	1	1	0	7.9	61	9	27.3
広島農政事務所	11	0	3	7	1	0	0	15.2	30	8	72.7
香川農政事務所	7	1	4	2	0	0	0	4.1	8	2	28.6
福岡農政事務所	10	2	4	4	0	0	0	9.3	27	4	40.0
計	153	13	47	70	17	6	0	16.1		93	60.8

- （注） 1 当省の調査結果による。  
 2 平成18年度及び19年度の件数を計上した。  
 3 「発見から情報提供までの期間」は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

表 1-(1)-イ-(イ)-⑤ 真正性確認調査実施状況（小売店舗・中間流通業者）

（単位：件、店舗）

調査対象機関	北海道農政事務所		東北農政局		東京農政事務所		北陸農政局		東海農政局		大阪農政事務所		広島農政事務所		香川農政事務所		福岡農政事務所		計
	地域第一課	地域第二課	地域第一課	地域第二課	表示・規格課	地域課	地域第一課	地域第二課	地域第一課	地域第二課	表示・規格課	地域第一課	表示・規格課	地域第二課	表示・規格課	地域第一課	表示・規格課	地域第一課	
小売店舗	119 (112)	52 (49)	118 (49)	72 (62)	800 (184)	515 (238)	46 (31)	58 (49)	248 (21)	64 (29)	481 (244)	269 (112)	187 (77)	53 (36)	50 (22)	28 (16)	157 (30)	143 (40)	3,460 (1,401)
中間流通業者	3 (3)	3 (1)	13 (11)	11 (10)	14 (5)	7 (3)	1 (0)	0 (0)	73 (35)	12 (12)	29 (18)	12 (4)	28 (25)	4 (4)	6 (5)	2 (2)	6 (1)	4 (3)	228 (142)

- （注） 1 当省の調査結果による。  
 2 ( )内は、県域店舗数であり、内数である。  
 3 平成20年4月から同年7月までの真正性確認調査の実施件数を計上した。

表 1-(1)-イ-(4)-⑥ 小売店舗に対する真正性確認調査結果（有機農産物を除く。）

(単位：品目、件、%)

調査対象機関		区分	調査品目数 ①	うち不適正品 目数 ②	不適正率 (②/①×100)	確 認 方 法			
						伝 票	容器・包装	表示根拠なし	計
北海道農政事務所	地域第1課	542	0	0.0	76 (14.0)	462 (85.2)	4 (0.7)	542	
	地域第2課	261	5	1.9	60 (23.0)	200 (76.6)	1 (0.4)	261	
東北農政局	地域第1課	991	0	0.0	245 (24.7)	746 (75.3)	0 (0.0)	991	
	地域第2課	368	0	0.0	125 (34.0)	243 (66.0)	0 (0.0)	368	
東京農政事務所	表示・規格課	5,395	2	0.0	1,309 (24.2)	4,100 (75.8)	3 (0.1)	5,412	
	地 域 課	2,857	5	0.2	731 (24.9)	2,198 (74.9)	6 (0.2)	2,935	
北陸農政局	地域第1課	188	1	0.5	74 (39.4)	110 (58.5)	4 (2.1)	188	
	地域第3課	239	0	0.0	132 (55.2)	107 (44.8)	0 (0.0)	239	
東海農政局	地域第1課	1,905	16	0.8	1,254 (65.4)	660 (34.4)	2 (0.1)	1,916	
	地域第3課	349	0	0.0	228 (65.3)	121 (34.7)	0 (0.0)	349	
大阪農政事務所	表示・規格課	2,692	202	7.5	1,029 (38.2)	1,563 (58.1)	100 (3.7)	2,692	
	地域第1課	1,529	96	6.3	723 (47.3)	804 (52.6)	2 (0.1)	1,529	
広島農政事務所	表示・規格課	681	0	0.0	271 (39.8)	410 (60.2)	0 (0.0)	681	
	地域第2課	203	0	0.0	118 (58.1)	85 (41.9)	0 (0.0)	203	
香川農政事務所	表示・規格課	336	0	0.0	200 (59.5)	136 (40.5)	0 (0.0)	336	
	地域第1課	184	0	0.0	92 (50.0)	92 (50.0)	0 (0.0)	184	
福岡農政事務所	表示・規格課	620	2	0.3	364 (58.7)	256 (41.3)	0 (0.0)	620	
	地域第1課	431	0	0.0	188 (43.6)	238 (55.2)	5 (1.2)	431	
合 計		19,771	329	1.7	7,219 (36.3)	12,531 (63.0)	127 (0.6)	19,877	

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 平成20年4月から同年7月までの調査件数である。  
 3 ( )内は、「確認方法」ごとの割合である。小数点以下第2位を四捨五入したため、合計値は100%とならない。  
 4 「表示根拠なし」は、表示が真正であるかを確認するための伝票や容器・包装等がなかったものを示す。

表 1-(1)-イ-(イ)-⑦ 中間流通業者に対する真正性確認調査結果（有機農産物を除く。）

(単位：品目、件、%)

調査対象機関	区分	調査品目数 ①	うち不適正品 目数 ②	不適正率 (②/①×100)	確 認 方 法			
					伝 票	容器・包装	表示根拠なし	計
北海道農政事務所	地域第1課	19	1	5.3	1 (5.3)	18 (94.7)	0 (0.0)	19
	地域第2課	224	0	0.0	224 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	224
東北農政局	地域第1課	277	0	0.0	159 (57.4)	118 (42.6)	0 (0.0)	277
	地域第2課	871	0	0.0	262 (30.1)	609 (69.9)	0 (0.0)	871
東京農政事務所	表示・規格課	78	1	1.3	76 (89.4)	7 (8.2)	2 (2.4)	85
	地 域 課	77	6	7.8	60 (66.7)	30 (33.3)	0 (0.0)	90
北陸農政局	地域第1課	7	0	0.0	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7
	地域第3課	0	0	-	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0
東海農政局	地域第1課	1,849	1	0.1	1,404 (75.9)	445 (24.1)	0 (0.0)	1,849
	地域第3課	427	12	2.8	262 (61.4)	163 (38.2)	2 (0.5)	427
大阪農政事務所	表示・規格課	672	9	1.3	360 (53.6)	307 (45.7)	5 (0.7)	672
	地域第1課	325	0	0.0	250 (76.9)	75 (23.1)	0 (0.0)	325
広島農政事務所	表示・規格課	904	0	0.0	231 (25.6)	673 (74.4)	0 (0.0)	904
	地域第2課	20	0	0.0	0 (0.0)	20 (100.0)	0 (0.0)	20
香川農政事務所	表示・規格課	49	0	0.0	44 (89.8)	5 (10.2)	0 (0.0)	49
	地域第1課	72	0	0.0	67 (93.1)	5 (6.9)	0 (0.0)	72
福岡農政事務所	表示・規格課	258	0	0.0	79 (30.6)	179 (69.4)	0 (0.0)	258
	地域第1課	77	0	0.0	57 (74.0)	20 (26.0)	0 (0.0)	77
合 計		6,206	30	0.5	3,543 (56.9)	2,674 (42.9)	9 (0.1)	6,226

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 本表は平成20年4月から7月までの件数である  
 3 ( )内は、「確認方法」ごとの割合である。小数点以下第2位を四捨五入したため、合計値は100%とならない。  
 4 「表示根拠なし」は、表示が真正であるかを確認するための伝票や容器・包装等がなかったものを示す。

表 1-(1)-イ-(4)-⑧ 遡及調査で表示の根拠が確認できなかった例

(単位：日)

真正性確認調査日	左の調査結果	遡及調査日	遡及調査結果	発見から遡及調査までの日数
平 17. 10. 19	地域第 1 課が生姜（中国産）の原産地根拠不明を把握	平 18. 2. 20	地域第 1 課が遡及調査実施。端緒となったショウガは在庫がなく根拠未確認	124
17. 10. 19	地域第 1 課がさけ（羅臼産）の原産地根拠不明を把握	18. 2. 6	地域第 1 課が遡及調査実施。端緒となったさけは在庫がなく根拠未確認	110
17. 10. 6	地域第 1 課がさけ（道内産）の原産地根拠不明を把握	18. 2. 20	地域第 1 課が遡及調査実施。端緒となったさけは在庫がなく根拠未確認	137
17. 10. 31	地域第 1 課がきゅうり（道内産）の原産地根拠不明を把握	18. 2. 20	地域第 1 課が遡及調査実施。端緒となったきゅうりは在庫がなく根拠未確認	112
17. 10. 31	地域第 1 課が生姜（高知産）ときゅうり（道内産）の原産地根拠不明を把握	18. 2. 20	地域第 1 課が遡及調査実施。端緒となったショウガときゅうりは在庫がなく根拠未確認	112
17. 8. 29	地域第 1 課が豚ロース（道内産）の原産地根拠不明	17. 11. 15	地域第 1 課が遡及調査実施。端緒となった豚ロースは在庫がなく根拠未確認	78
17. 8. 29	地域第 1 課がするめいか（函館産 2 品目）の原産地根拠不明を把握	17. 11. 10	地域第 1 課が遡及調査実施。端緒となったするめいか（2 品目）は在庫がなく根拠未確認	73
17. 8. 16	地域第 1 課がセロリ（道内産）の原産地根拠不明を把握	17. 11. 1	地域第 1 課が遡及調査実施。端緒となったセロリは在庫がなく根拠未確認	77
17. 8. 16	地域第 1 課がいか（積丹産）の原産地根拠不明を把握	17. 11. 1	地域第 1 課が遡及調査実施。端緒となったいかは在庫がなく根拠未確認	77
17. 12. 9	地域第 1 課がマダイ（愛媛産）の原産地根拠不明を把握	18. 2. 7	地域第 1 課が遡及調査実施。端緒となったマダイは在庫がなく根拠未確認	60
17. 7. 28	地域第 1 課がホタテ（野付産）の原産地根拠不明を把握	17. 11. 2	地域第 1 課が遡及調査実施。端緒となったホタテは在庫がなく根拠未確認	97
18. 5. 26	地域第 1 課がセロリ（道内産）の原産地根拠不明を把握	19. 1. 12	地域第 1 課が遡及調査実施。端緒となったセロリは在庫がなく根拠未確認	231
18. 7. 19	地域第 1 課が新玉葱（佐賀産）の原産地根拠不明を把握	18. 9. 6	地域第 1 課が遡及調査実施。端緒となった新タマネギは在庫がなく根拠未確認	49
18. 7. 19	地域第 8 課が玉葱の原産地根拠不明を把握	18. 9. 27	地域第 8 課から情報回付があり、地域第 1 課が遡及調査実施。端緒となった玉葱は在庫がなく、根拠未確認	70
18. 7. 25	地域第 8 課が玉葱（愛知産）、ホタテ（宗谷産、オホーツク産、常呂産の 3 品目）の原産地根拠不明を把握	18. 9. 27	地域第 8 課から情報回付があり、地域第 1 課が遡及調査実施。端緒となった 4 品目は在庫がなく、根拠未確認	64
18. 5. 16	地域第 8 課がブロッコリー（埼玉産）の原産地根拠不明を把握	18. 10. 18	地域第 8 課から情報回付があり、地域第 1 課が遡及調査実施。端緒となったブロッコリーは在庫がなく、根拠未確認	155
18. 5. 16	地域第 8 課がイカの原産地表示欠落があり、原産地根拠の不明を把握	18. 10. 26	地域第 8 課から情報回付があり、地域第 1 課が遡及調査実施。端緒となったイカは在庫がなく、根拠未確認	163
17. 6. 20	地域第 2 課がババガレイ（函館産）の原産地根拠不明を把握	17. 11. 16	地域第 2 課が遡及調査実施。端緒となったババガレイは在庫がなく、根拠未確認	149
17. 7. 26	地域第 2 課が玉葱（中国産）の原産地根拠不明を把握	17. 11. 17	地域第 2 課が遡及調査実施。端緒となったタマネギは在庫がなく根拠未確認	114
17. 8. 3	地域第 2 課がゴボウ及び大根（大野産）の原産地根拠不明を把握	17. 11. 17	地域第 2 課が遡及調査実施。端緒となったゴボウの原産地根拠は確認できたものの、大根は在庫がなく、根拠未確認	106
17. 8. 3	地域第 2 課がイカ（函館産）の原産地根拠不明を把握	17. 11. 16	地域第 2 課が遡及調査実施。端緒となったイカは在庫がなく、根拠未確認	105
17. 7. 14	地域第 2 課がホタテ（知内産）の原産地根拠不明を把握	17. 11. 18	地域第 2 課が遡及調査実施。端緒となったホタテは在庫がなく根拠未確認	127
17. 8. 31	地域第 2 課がレタス（北海道産）及びアスパラ（厚沢部産）の原産地根拠不明を把握	17. 11. 18	地域第 2 課が遡及調査実施。端緒となったレタスの原産地根拠は確認できたものの、アスパラは在庫がなく根拠未確認	79

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「遡及調査」とは、真正性確認調査の結果、表示の根拠に疑義を生じたもの等について、該当する品目等の仕入れ先等に対して行う調査をいう。

表 1-(1)-イ-(4)-⑨ 国及び府県の一般調査による調査店舗の重複例

区 分	平成 18 年度		19 年度	
	小売店舗	中間流通業者	小売店舗	中間流通業者
北陸農政局と石川県	なし	1 店舗 (すべて県域)	なし	5 店舗 (すべて県域)
大阪農政事務所と大阪府	33 店舗 (うち県域 24)	なし	52 店舗 (うち県域 37)	なし
広島農政事務所と広島県	10 店舗 (すべて県域)	なし	5 店舗 (すべて県域)	なし
計	43 店舗 (うち県域 34)	1 店舗 (すべて県域)	57 店舗 (うち県域 42)	5 店舗 (すべて県域)

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-イ-(4)-⑩ 県域事業者に対する指導状況（米穀を除く生鮮食品の場合）

年 度	指 導 状 況
平成 18	<p><b>○ 県域店舗に対し、農政局・事務所の食品表示業務担当者が啓發文書を手交</b>            9 農政局・事務所は、県域店舗に対する巡回調査で表示の欠落を発見した 236 店舗のうち 172 店舗について、食品表示業務担当者名で啓發文書を手交している。            また、32 店舗については、食品表示業務担当者が口頭による啓発を行っている（東北農政局）。さらに、北海道農政事務所、北陸農政局、東海農政局、大阪農政事務所及び福岡農政事務所は、食品表示業務担当者名の啓發文書手交後、確認調査も実施している。</p> <hr/> <p><b>○ 県域店舗に対し、地方農政事務所長名で啓發文書を手交</b>            北海道農政事務所及び香川農政事務所は、県域店舗の巡回調査で表示の欠落を発見した 17 店舗（C 区分）について、当該店舗と確認書を取り交わした後、同所長名の啓發文書を手交している。さらに、北海道農政事務所は、確認調査も実施している。</p> <hr/> <p><b>○ 県域店舗に対し、地方農政事務所長と地方公共団体の J A S 法担当課長の連名による啓發文書を地方農政事務所が手交</b>            東京農政事務所は、県域店舗の巡回調査で表示の欠落を発見した 15 店舗（C 区分 12 件及び D 区分 3 件）について、東京都の J A S 法担当課長と東京農政事務所長の連名による啓發文書を東京農政事務所が作成し、発出するとともに、同事務所が確認調査も実施している。</p>
19	<p><b>○ 県域店舗に対し、農政局・事務所の食品表示業務担当者が啓發文書を手交</b>            9 農政局・事務所では、県域店舗に対する巡回調査で表示の欠落を発見した 237 店舗のうち 190 店舗について、食品表示業務担当者名で啓發文書を手交している。            また、22 店舗については、食品表示業務担当者が口頭による啓発を行っている（東北農政局）。さらに、東海農政局及び大阪農政事務所は、食品表示業務担当者名の啓發文書手交後、確認調査も実施している。</p> <hr/> <p><b>○ 県域店舗に対し、地方農政事務所長名で啓發文書を手交</b>            北海道農政事務所及び香川農政事務所は、県域店舗の巡回調査で表示の欠落を発見した 14 店舗（C 区分）について、当該店舗と確認書を取り交わした後、同所長名の啓發文書を手交している。さらに、北海道農政事務所は、確認調査も実施している。</p> <hr/> <p><b>○ 県域店舗に対し、地方農政事務所長と地方公共団体の J A S 法担当課長による連名の啓發文書を地方農政事務所が手交</b>            東京農政事務所は、県域店舗の巡回調査で表示の欠落を発見した 11 店舗（C 区分 6 件、D 区分 4 件及び E 区分 1 件）について、東京都の J A S 法担当課長と東京農政事務所長の連名による啓發文書を東京農政事務所が作成し、発出するとともに、同事務所が確認調査も実施している。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 宮城県は、一の市町村区域のみに展開する店舗等の事業者に対する指導権限を、県内のすべての市町村に委任している。

**表 1-(1)-イ-(4)-⑪ 調査対象店舗の把握漏れがみられた農政局・事務所とその店舗数**

当省がマスター名簿のメンテナンス等を把握するため、利用した店舗情報	調査対象店舗の把握漏れがみられた農政局・事務所とその店舗数	
	広域店舗	県域店舗
① 首都圏の大手百貨店、スーパー等で、生鮮食品を販売している店舗（テナントを含む）の情報	東京農政事務所：7店舗	東京農政事務所：2店舗
② 今回の調査途上で、他機関から把握した生鮮食品を販売している店舗の情報	—	北海道農政事務所：2店舗 北陸農政局：9店舗 広島農政事務所：4店舗
③ インターネット等により把握した食料品を販売しているとみられる新規開店店舗の情報	東京農政事務所：1店舗	東海農政局：1店舗 大阪農政事務所：1店舗
④ 独自に巡回調査を実施している都道府県から入手した調査対象店舗名簿の情報	—	香川農政事務所：19店舗
計	1事務所：8店舗	7農政局・事務所：38店舗

(注) 当省の調査結果による。

**表 1-(1)-イ-(4)-⑫ マスター名簿のメンテナンスが不十分などの例**

調査対象機関	内 容
東北農政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査が未実施の店舗、生鮮食品を取り扱っていない店舗、米穀のみを取り扱っている店舗等が区分されないまま記載されており、どれに該当する店舗なのかリストを見ただけでは分からない状況。このため、地域第1課の場合、調査対象店舗リストに計上している店舗4,105店舗中3,385店舗(82.5%)について、生鮮食品を取り扱っているかが不明</li> <li>○ 把握済みの調査対象店舗が、総合スーパーからコンビニエンスストア等へ業態変更した場合や店舗名を変えた場合、マスター名簿に追加登録しているが、変更前の店舗情報を削除しておらず、かつ、「備考」欄に変更に関する記録もないため、同一店舗が複数存在する状態(地域第1課)</li> <li>○ 市場開設者から入手した名簿等を活用しているとして、中間流通業者のマスター名簿を未作成</li> </ul>
広島農政事務所	○ マスター名簿が、調査対象店舗の過去の調査実績(実施時期、調査結果等)を記載する様式となっておらず。このため、県域事業者の選定要件の一つである「過去において本調査が未実施の店舗」が効率的に選定不可(表示・規格課及び地域第二課)

(注) 当省の調査結果による。

**表 1-(1)-イ-(4)-⑬ 選定基準に反するなど不適切な選定を行っている例**

調査対象機関	内 容
北陸農政局	○ 広域店舗はすべて調査対象とすることとされているが、選定漏れあり(中間流通業者1店舗)。
広島農政事務所	○ 広域店舗はすべて調査対象とすることとされているが、平成18年度及び19年度とも選定していないため、両年度とも未調査のもの(中間流通業者6店舗)、いずれかの年度のみ調査しているものあり(中間流通業者24店舗)。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-イ-(4)-⑭ 調査対象 18 課における巡回年数

(単位：件、年、%)

区 分		北海道農政事務所		東北農政局		東京農政事務所		北陸農政局		東海農政局	
		第1課	第2課	第1課	第2課	表示・規格課	地域課	第1課	第3課	第1課	
マスター名簿件数 ①	広域	229 (6.1)	37 (2.5)	376 (9.2)	86 (4.5)	2,059 (16.8)	925 (21.7)	48 (7.9)	25 (5.5)	1,173 (17.9)	
	県域	3,513 (93.9)	1,444 (97.5)	3,729 (90.8)	1,830 (95.5)	10,233 (83.2)	3,346 (78.3)	557 (92.1)	428 (94.5)	5,361 (81.9)	
	不明	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (0.2)	
	計	3,742	1,481	4,105	1,916	12,292	4,271	605	453	6,545	
調査実績 ②	広域	84	14	179	27	1,539	820	48	32	753	
	県域	289	190	124	179	579	517	109	109	90	
	計	373	204	303	206	2,118	1,337	157	141	843	
巡回年 ①/②	広域	2.7	2.6	2.1	3.2	1.3	1.1	1.0	0.8	1.6	
	県域	12.2	7.6	30.1	10.2	17.7	6.5	5.1	3.9	59.6	
	計	10.0	7.3	13.5	9.3	5.8	3.2	3.9	3.2	7.8	
区 分		東海農政局	大阪農政事務所		広島農政事務所		香川農政事務所		福岡農政事務所		合計
		第3課	表示・規格課	第1課	表示・規格課	第2課	表示・規格課	第1課	表示・規格課	第1課	
マスター名簿件数 ①	広域	355 (13.4)	911 (24.1)	737 (34.8)	308 (7.7)	71 (11.6)	82 (20.0)	37 (16.0)	530 (18.0)	410 (13.1)	8,399 (15.2)
	県域	2,285 (86.5)	2,862 (75.9)	1,380 (65.2)	759 (18.9)	301 (49.3)	327 (80.0)	194 (84.0)	2,418 (82.0)	2,723 (86.9)	43,690 (79.0)
	不明	2 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	2,945 (73.4)	239 (39.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3,197 (5.8)
	計	2,642	3,773	2,117	4,012	611	409	231	2,948	3,133	55,286
調査実績 ②	広域	231	624	510	292	69	88	39	336	343	6,028
	県域	87	632	324	238	81	70	50	110	114	3,892
	計	318	1,256	834	530	150	158	89	446	457	9,920
巡回年 ①/②	広域	1.5	1.5	1.4	1.1	1.0	0.9	0.9	1.6	1.2	1.4
	県域	26.3	4.5	4.3	3.2	3.7	4.7	3.9	22.0	23.9	11.2
	計	8.3	3.0	2.5	7.6	4.1	2.6	2.6	6.6	6.9	5.6

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 マスター名簿件数は、当省の調査時点(平成20年8月)の登載件数である。  
 3 調査実績は、平成20年度分である。  
 4 ( )内は、計欄に対する構成比である。

表 1-(1)-イ-(エ)-① 食品表示ウォッチャーの人数の推移

(単位：人)

年度	平成 14	15	16	17	18	19
中央ウォッチャー	203	502	502	500	500	1,007
地方ウォッチャー	(不明)	1,433	3,543	4,027	4,030	3,942

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「中央ウォッチャー」は、農林水産省が置くものであり、「地方ウォッチャー」は地方公共団体が独自に置くものである。  
 3 平成19年度に地方ウォッチャーを置いていない都道府県は、北海道、島根県及び広島県である。

表 1-(1)-イ-(エ)-② 中央ウォッチャーの募集期間及び委嘱期間

年度 区分	平成 14	15	16	17	18	19	20	21
募集期間	14. 4. 15～ 14. 4. 30	15. 4. 14～ 15. 5. 9	16. 4. 7～ 16. 4. 30	17. 4. 8～ 17. 5. 9	18. 4. 28～ 18. 5. 19	19. 7. 2～ 19. 8. 10	20. 7. 6～ 20. 8. 10	21. 5. 16～ 21. 6. 14
委嘱期間	5 月末～ 翌年 3 月末 (10 か月間)	5 月末～ 翌年 3 月末 (10 か月間)	5 月末～ 翌年 3 月末 (10 か月間)	6 月～ 翌年 3 月末 (10 か月間)	6 月～ 翌年 3 月末 (10 か月間)	9 月～ 3 月 21 日 (7 か月間弱)	9 月～ 3 月 21 日 (7 か月間弱)	7 月上旬～ 3 月上旬 (8 か月間)
事業種類	補 助 事 業					企画競争による委託事業		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 21 年度においては、契約手続の前倒しによって、委嘱期間が前 2 年度よりも延長されている（平成 21 年度食品表示ウォッチャー募集要領）。

表 1-(1)-イ-(エ)-③ 地方ウォッチャーの委嘱（登録）期間

都府県 区分	宮城県	東京都	石川県	愛知県	大阪府	香川県	福岡県
委嘱(登録)期間	6 月～ 翌年 2 月 (9 か月間)	4 月～ 翌年 3 月 (1 年間)	5 月～ 翌年 3 月 (11 か月間)	5 月～ 翌年 3 月 (11 か月間)	10 月～ 翌年 3 月 (6 か月間)	7 月中旬～ 翌年 3 月 (8.5 か月間)	6 月又は 9 月～ 翌年 3 月 (10 か月間又は 7 か月間)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 福岡県は、地方ウォッチャーの登録申請の受付時期を、6 月及び 9 月の 2 回設定している。

表 1-(1)-イ-(エ)-④ 中央ウォッチャーの定期報告による月別モニタリング調査結果及び情報提供

(単位：件)

区 分		平成 19 年 9 月	10 月	11 月	12 月	20 年 1 月	2 月	計
定期 報告	モニタリング件数	1,844	1,996	2,035	2,048	2,065	2,161	12,149
	適正な表示 (適正表示率 100%)	1,396	1,595	1,680	1,730	1,769	1,880	10,050
	おおむね適正な表示 (同 99%～80%) ①	379	353	310	271	268	250	1,831
	欠落が目立つ (同 79%～50%) ②	50	32	28	32	22	23	187
	半分以上が欠落 (同 50%未満) ③	19	16	17	15	6	8	81
表示の欠落があった件数 (①+②+③=④)		448	401	355	318	296	281	2,099
情報提供 ⑤		(平成 19 年 9 月から 20 年 2 月までの実績)						432
④-⑤								1,667

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「情報提供」は、中央ウォッチャーが日常的のモニタリング活動において発見した不適正な表示について、農政局・事務所又はセンターに情報提供した件数である。

表 1-(1)-イ-(オ)-① 科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査実績

(単位：品目、件、%)

調査対象機関	区分	平成 18 年度			19 年度		
		検査品目数	生鮮食品	加工食品	検査品目数	生鮮食品	加工食品
センター本部		916	212	704	746	98	648
	表示の不適正及びその疑いが認められた件数	91 (9.9)	19 (9.0)	72 (10.2)	82 (11.0)	11 (11.2)	71 (11.0)
センター本部 横浜事務所		853	126	727	907	101	806
	表示の不適正及びその疑いが認められた件数	39 (4.6)	2 (1.6)	37 (5.1)	53 (5.8)	8 (7.9)	45 (5.6)
札幌センター 小樽事務所		661	42	619	562	65	497
	表示の不適正及びその疑いが認められた件数	68 (10.3)	1 (2.4)	67 (10.8)	42 (7.5)	2 (3.1)	40 (8.0)
仙台センター		696	40	656	886	77	809
	表示の不適正及びその疑いが認められた件数	116 (16.7)	4 (10.0)	112 (17.1)	129 (14.6)	7 (9.1)	122 (15.1)
名古屋センター		672	56	616	808	74	734
	表示の不適正及びその疑いが認められた件数	32 (4.8)	3 (5.4)	29 (4.7)	41 (5.1)	3 (4.1)	38 (5.2)
神戸センター		887	176	711	934	121	813
	表示の不適正及びその疑いが認められた件数	47 (5.3)	6 (3.4)	41 (5.8)	48 (5.1)	14 (11.6)	34 (4.2)
神戸センター 岡山事務所		671	39	632	569	70	499
	表示の不適正及びその疑いが認められた件数	67 (10.0)	6 (15.4)	61 (9.7)	54 (9.5)	4 (5.7)	50 (10.0)
福岡センター 門司事務所		711	46	665	643	79	564
	表示の不適正及びその疑いが認められた件数	73 (10.3)	7 (15.2)	66 (9.9)	74 (11.5)	6 (7.6)	68 (12.1)
計		6,067	737	5,330	6,055	685	5,370
	表示の不適正及びその疑いが認められた件数	533 (8.8)	48 (6.5)	485 (9.1)	523 (8.6)	55 (8.0)	468 (8.7)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 ()内は、構成比である。

表 1-(1)-イ-(オ)-② 発見した表示の不適正及びその疑いの処理件数

(単位：品目、件)

調査対象機関	区分	検査品目数	表示の不適正及びその疑いが認められた件数	処理件数	
				文書による是正指導	農林水産省に報告
センター本部		1,662	173	97	77
センター本部 横浜事務所		1,760	92	56	38
札幌センター 小樽事務所		1,223	110	96	14
仙台センター		1,582	245	181	64
名古屋センター		1,480	73	54	19
神戸センター		1,821	95	49	46
神戸センター 岡山事務所		1,240	121	84	37
福岡センター 門司事務所		1,354	147	113	34
計		12,122	1,056	730	329

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 平成 18 年度及び 19 年度の件数を計上した。  
3 「文書による是正指導」と「農林水産省に報告」の両方の処理を行っている案件があるため、これらの合計と「表示の不適正及びその疑いが認められた件数」とは一致しない場合がある。

(参考) 表示実施状況調査により把握された不適正な表示の割合 (小売店舗)

(単位: 品目、件、%)

区分 年度等		調査対象となる 表示項目	調査品目数 ①	不適正な表示があっ た商品数 ②	不適正な表示の割合 (②/①) ×100
生 鮮 食 品 (袋詰米穀を除く)	平 成 18	名 称	5,517,208	27,186	0.5
		原 産 地	5,517,208	56,228	1.0
	19	名 称	5,640,510	23,049	0.4
		原 産 地	5,640,510	47,467	0.8
		栽 培 方 法 (生しいたけのみ)	44,552	642	1.4
	加 工 食 品	19	原 材 料 名	119,471	565
原料原産地			119,471	1,011	0.8
賞味期限又は消費期限			119,471	251	0.2

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 「表示実施状況調査」は、一般調査の一つで、表示事項の欠落の有無や表示の齟齬を目視により確認する調査である。

3 加工食品の調査は、平成19年度から開始された。